

喬木村移送支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独り暮らし高齢者、高齢者世帯及び重度心身障害者等に、社会参加、通院等の移動手段としてタクシー利用料金の一部を補助することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業によるタクシー利用券の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は村内に住所及び居住実態があり、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 75歳以上であって現に1人で生活をしており、かつ、その状態が継続すると認められる、自身が運転出来る車両がない、又は運転免許証を所有しない在宅者（以下「高齢区分1」という。）

(2) 75歳以上の者のみで構成される世帯であって、かつ、その状態が継続すると認められる、自身が運転出来る車両がない、又は運転免許証を所有しない在宅世帯（以下「高齢者区分2」という。）

(3) 75歳以上であって家族等と同居し、かつ、その状態が継続すると認められる、自身が運転出来る車両がない、又は運転免許証を所有しない在宅者（以下「同居区分1」という。）

(4) 前号の者が同一世帯内に複数人含まれる世帯（以下「同居区分2」という。）

(5) 自身が運転出来る車両ない、又は運転免許証を所有しない者で、次のいずれかに該当する者（以下「重度心身障害者」という。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で同法に規定する障害の1級又は2級に該当する在宅者

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）に規定する療育手帳の交付を受けた者で同要綱に規定する障害のA1に該当する在宅者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉手帳の交付を受けた者で同法律施行令（昭和25年政令第155号）に規定する障害の1級に該当する在宅者

(6) 前各号に該当しない者で、村長が社会参加、通院等の移動のために必要な経費を補助することが特に必要と認める在宅者（以下「その他村長が認める者」という。）

(申請の手続)

第3条 タクシー利用券の交付を受けようとする者は、別に定めるタクシー利用券

交付申請書（別記様式）を村長に提出しなければならない。

（審査及び交付）

第4条 村長は、申請に基づき審査し、第2条に該当する次の各号に定めるところによりタクシー利用券を交付するものとする。

（1） 高齢区分1については、村指定のタクシー事業者を利用した際に要する経費とし、大島地区に居住する者については500円利用券を年間160枚、氏乗及び加々須（田の口、豊詰、野田原を除く。）地区に居住する者については年間130枚、富田及び大和知地区に居住する者については年間110枚、その他の地区に居住する者については40枚を交付する。

（2） 高齢区分2については、前号に規定する枚数に1.5を乗じた枚数を交付する。

（3） 同居区分1については、第1号に規定する枚数に0.5を乗じた枚数を交付する。

（4） 同居区分2については、第1号に規定する枚数に0.75を乗じた枚数を交付する。

（5） 重度心身障害者及びその他村長が必要と認める者については、村指定のタクシー事業者を利用した際に要する経費とし、第1号または第2号に規定する枚数を交付する。

（6） 前各号のタクシー利用券は重複して交付しない。

（請求）

第5条 タクシー事業者は、毎月利用済みのタクシー利用券を整理、算定し翌月の5日までに村長に請求するものとする。

（返還）

第6条 対象者は、死亡、転出、指定障害者支援施設その他施設への入所等により第2条に該当しなくなった場合、直ちに交付を受けたタクシー利用券を村長に返還するものとする。

2 第3条に定めるタクシー利用券交付申請書（別記様式）の申請内容に虚偽があった場合、直ちに交付を受けたタクシー利用券を村長に返還するものとする。

3 前項に該当した場合、既に利用したタクシー利用券分の利用額について、村長は年度当初に遡及して返還を求めることができる。

（取消）

第7条 村長は、対象者が交付を受けたタクシー利用券を譲渡又は目的に反して利用したと認められる場合、交付を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。